

住宅宿泊事業に係る消防法令適合通知書交付申請の手引き

住宅宿泊事業の届出を行う場合は、添付書類として「消防法令適合通知書」が必要となります。「消防法令適合通知書」は、消防長宛てに消防法令適合通知書交付申請を行い、住宅宿泊事業を営む住宅が消防法令に適合していることが確認された後に交付されます。

消防法令適合通知書交付申請にあたっては、次の各項目をご確認いただき、事前に消防本部予防課にご相談ください。

1. 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の消防法令上の取扱いについて

届出住宅(住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。)の消防法令上の用途は消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(5)項イ「旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの」、令別表第1(16)項イ「複合用途防火対象物」、令別表第1(5)項ロ「共同住宅」(以下「令別表対象物」という。)又は、「一般住宅や長屋」に分類されます。

届出住宅の用途が消防法令上、令別表対象物として取り扱われる場合、建物の状況により消防用設備等の設置、防災物品の使用及び防火管理者の選任等が義務付けられることがあります。また、届出住宅が、「一般住宅や長屋」として取り扱われる場合であっても、住宅用防災機器(住宅用火災警報器等)の設置等が必要となりますので、事前に消防本部予防課にご相談ください。

※ 事前相談は、予定地、住宅宿泊事業を営む住宅の面積や図面など、住宅宿泊事業を営む住宅の具体的な内容が確認できる資料をご準備ください。(具体的な面積や構造等が分からない場合、必要となる消防用設備等について判断できない場合があります。)

また、事前相談については、あらかじめ申請先の消防本部予防課に連絡をしてから来課していただくようお願いします。

※ 届出住宅が令別表対象物に該当する場合は、消防法上の無窓階判定のため、住宅の図面(周囲の状況が記載された住宅の配置図、建物外部の開口部の状況が記載された図面等)を追加で提出していただく場合があります。

2. 消防法令適合通知書交付申請書について

消防法令適合通知書交付申請書に次の資料を添付してください。

- 関係行政機関に提出(予定)する住宅宿泊事業法施行規則第4条に定める「住宅宿泊事業届出書(第1号様式)」の写し
- 法人での申請の場合は法人登記、個人での申請の場合は住民票(写しで結構で

す。)

- 建物の延べ面積を確認できる資料(建築図面、登記事項証明書等のコピー)
- 届出住宅の位置を示す地図【案内図】(インターネットのマップを印刷していただ
いて結構です。)
- 敷地における建物の配置を示す図面【配置図】
- 届出住宅が存する階の図面【平面図】
また、平面図には、次の内容を記載してください。なお、住宅宿泊事業法の届出を
行う際に使用する予定のものを活用していただいて結構です。

① 宿泊室として利用する範囲、住宅宿泊事業者が利用する範囲

② 消防用設備等を設置する場所

※ 具体的な設置位置等の記載方法については、「民泊における消防用設備の設置について」のパンフレットをご参照ください。

③ 宿泊室や押入れの寸法

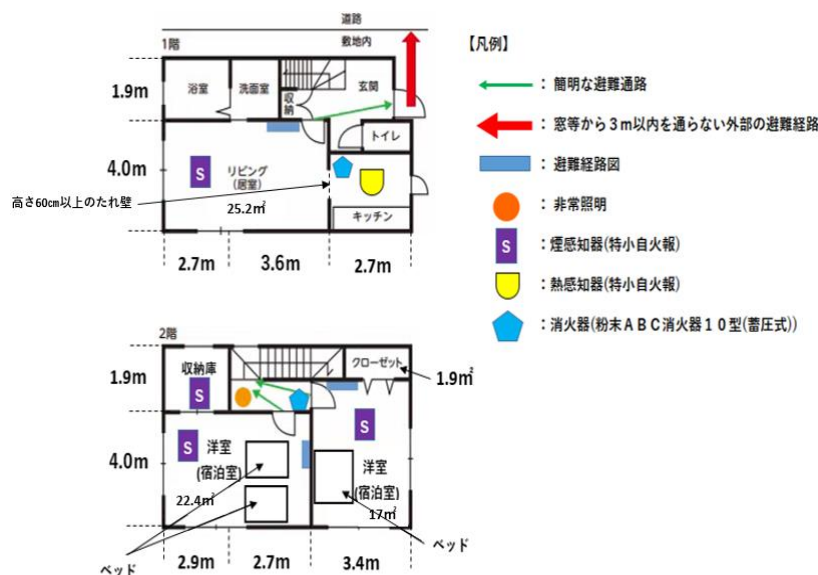
④ 60cm以上の垂れ壁の有無

⑤ その他(施設、建物の状況により必要になる場合あり。)

※ 平面図の記載例については下図をご参照ください。

なお、図には、①～④以外の項目も記載されていますが、それらの項目は分かる範囲で記載してください。

《平面図の例:建物の用途が消防法施行令別表第1(5)項イの場合(誘導灯免除)》



3. 消防法令適合通知書交付申請の流れ

- 事前相談(用途判定、必要な消防用設備等の事前確認、消防法令適合の事前確認(必要となる書類確認含む。))
↓
- 消防法令適合通知書交付申請(立入検査日調整)
↓
- 書類審査
↓
- 立入検査(立会いが必要となります。)
↓
- 消防法令適合通知書交付決定
↓
- 消防法令適合通知書交付

※ 申請書類の審査と立入検査を行い、消防法令の違反が無いことを確認した後に、消防法令適合通知書を交付いたします。

また、消防法令適合通知書の交付には日時を要する(1週間程度)ため、申請は余裕をもってお願いいたします。

なお、立入検査等で消防法令の違反があった場合は、是正後の交付となりますので、ご了承ください。

※ 立入検査時には、原則として、ベッド及びカーテン並びに家具等は設置された状態で検査を受けられるようにしてください

4. 防火対象物(使用開始・変更)届出書の届出について

消防法令上の用途が住宅や長屋以外の住宅宿泊事業を営む住宅で、民泊の使用を開始するときは、習志野市火災予防条例第43条により「防火対象物使用開始(変更)届出書」が必要です。使用開始の7日前までに必ず消防本部予防課に届け出てください。

また、防火対象物使用開始(変更)届出書には、防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書等を添付する必要がありますので、消防本部予防課に事前に相談してください。

【問い合わせ先・申請先】

習志野市消防本部予防課予防係

電話番号:047-452-1284